

こうぎん News Release

平成27年 5月 1日
株式会社 高知銀行
高知市堺町2番24号

各位

法人インターネットバンキングの不正利用による被害の補償開始について

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、インターネットバンキングのセキュリティ対策について万全を期しておりますが、近年、法人インターネットバンキングの不正利用による被害が全国的に急増していることから、万一、お客さまのID・パスワードなどが第三者に盗用され、法人インターネットバンキングの不正利用により、お客さまに被害が発生した場合は補償することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 補償について

お客さまの暗証番号やログインパスワードなどが第三者に盗用され、法人インターネットバンキングの不正使用により、お客さまの口座に生じた損害を補償いたします。

2. 補償金額

補償限度額 1,000万円

3. 補償開始日

平成27年5月1日より

4. 対象となるお客さま

当行で法人インターネットバンキングをご契約いただいているお客さま

5. 補償の対象とならないケース

- ・お客さまから被害調査の協力が得られない場合
- ・お客さまが、警察に被害届を出さず、被害事実等の事情説明を行わない場合
- ・不正な払戻しが発生した翌日から起算して30日以内に、当行へ当該事実に関するご連絡がなかった場合
- ・お客さま、またはその従業員等（お客さまから金銭的利益その他の利益を得ている方）の故意、または第三者にIDやパスワードを教えた等の重大な過失による損害
- ・お客さま、またはその法定代理人やその従業員等が加担した不正行為による損害
- ・ウイルス対策ソフトを利用していない場合など、お客さまのシステムが正常に機能して

いない間に生じた損害

- ・直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた損害
- ・Eメールアドレスの登録において、当行からの通知を受信できるEメールアドレスを登録いただいていない場合
- ・天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に乗じ、または付随してなされた被害
- ・「当行の利用規定」に違反している場合

以 上

<p>【本件に関するお問い合わせ】 高知銀行 コンプライアンス統括部 担当：上原 TEL 088-871-1547</p>
